

## [ 事案 19-24 ] 死亡保険金請求

- ・平成19年11月2日 裁定申立受理
- ・平成20年2月12日 裁定打ち切り

### < 事案の概要 >

自殺免責期間中の自殺であるが、精神病による自殺であり、自殺免責条項にいう自殺には該当しないとして死亡保険金の支払いを求め、裁定申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

夫(被保険者)が本年3月に自殺し死亡保険金を請求したところ、保険会社は「契約から2年以内の自殺により支払うことは出来ない」とのことだが、「ご契約のしおり・約款」には「精神病による自殺の場合には支払われる場合がある」旨記載があり、夫の自殺も下記により精神病による判断能力を欠いた状態であったので、自殺に該当するので、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 夫は自殺する前年の6月に抑うつ状態でA病院精神科を受診、初診時よりうつ病疑いとして精神保険医指定の精神分析療法投薬・受療をし、レセプト請求の病名は神経症、自律神経失調症となっており、精神病(うつ病)であったことは明白である。
- (2) 死亡日前日も、A病院精神科を受診し入院について長男と相談していたが、自殺した当日は夜勤明けで異様な顔つきで帰宅し「入院をすれば人生終わり…」と話し、自室にこもってしまった。このように、自殺時は精神的に追い詰められ、頭の中はパニック状態、心神耕弱、錯乱状態に陥っていたと思われる。
- (3) A病院精神科医師によると、精神病による自殺の場合でも遺書の書ける人、書けない人がおり、ケースバイケースであるとの判断を受けており、遺書の存在が精神病を否定するものではない。
- (4) 以上のように、精神病に陥り通院、治療を受けるも効果を見ることなく、死亡時は計画的でなく突発的であったことからすると、判断能力を欠いた、心神喪失での自殺であったと推測でき、精神病による自殺は紛れもない事実である。

### < 保険会社の主張 >

「ご契約のしおり・約款」に記載の「精神病による自殺の場合には支払われる場合がありますので、当社へお問い合わせください」との文言は、自殺には被保険者が意思無能力者であったり、精神障害中や心神喪失中であるなど、被保険者が自由な意思決定をすることが出来ない状態で自殺した場合は含まれず、保険金を支払うことになるため挿入されたものである。

本件について申立人は、被保険者が家族らに何も言わず、生活や仕事上の身辺整理もせずに自殺に至ったことなど、被保険者の性格からあり得ないことを主な理由として、本件自殺が心神喪失状態であったと主張している。しかし、下記の理由・事実関係から、「被保険者が自由な意思決定をすることが出来ない状態」とは判断できず、約款上の免責期間中の自殺として保険金を支払うことが出来ないため、申立人の請求に応じることは出来ない。

- (1) 受診していたA病院精神科医師は、「希死念慮の原因が主として経済的理由で、『平成18年頃から死にたいと思うようになった』との被保険者からの話があった」と述

べている。

- (2) 死亡直前の診断はないものの、当時の病名も抑うつ状態、うつ病疑い、神経症と確定的な診断はされていないことから、被保険者が、自由な意思決定が行えないほど高度な精神疾患に罹患していたことの立証はされていない。
- (3) 遺書の内容は、死後の指示も含め、相当程度具体的なものであり、自殺することを十分認識しつつ、自殺に及んだものと推認できる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立書、答弁書等に基づいて審理を行った結果、以下の理由により審査会が適正な判断をすることは著しく困難であり、適正な判断をするには裁判手続によることが相当であると判断し、生命保険相談所規程第 36 条 1 項(4)を適用して、裁定手続きを打ち切った。

- (1) 被保険者 (夫)が何らかの精神病に罹患していたことは窺えるものの、いかなる精神病か医師の確定診断はなされておらず、自由な意思決定に影響を及ぼすほどの精神病に罹患していたのか明らかでなく、この点については、受診医からの事情聴取なくして判断は困難と言える。
- (2) 申立人は、被保険者の死亡は計画的でなく突発的であったと主張するが、遺書が存在していたことから計画的な自殺行為であったとの疑問も残り、この点については、審査会の手続において明らかになっていない遺書の内容を検討する必要がある。
- (3) 被保険者は自殺前日まで外形上は通常に勤務していたようにも窺えるが、申立人は、被保険者の自殺前日までの勤務状況や言動に多々異常があった旨主張している。しかし、自殺前の勤務状況や言動については申立人のみならず、場合によっては勤務先関係者からの事情聴取も検討しなければならない。
- (4) しかし、審査会の手続においては、受診医や被保険者の勤務先関係者から事情聴取等の事実の取調べをすることは認められておらず、また、一方当事者からの事情聴取について、他方当事者に質問の機会を与えない審査会のみ聴取結果により、当事者の主張を認定することは本件事案の性質上相当ではない。よって、当審査会が適正な判断をすることは、著しく困難なので裁判手続による解決が相当である。